

人工知能基本計画骨子

(たたき台)

全体構成

第1章 基本構想 ～「世界で最もA Iを開発・活用しやすい国」を目指して～.....	3
第2章 A I 関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての基本的な方針.....	5
第3章 A I 関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に 講ずべき施策....	6
第1節 A I 利活用の加速的推進.....	6
第2節 A I 開発力の戦略的強化.....	7
第3節 A I ガバナンスの主導	8
第4節 A I 社会に向けた継続的変革.....	9
第4章 A I 関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するた めに必要な事項.....	11
第1節 基本計画の推進体制及びフォローアップ.....	11
第2節 基本計画の変更	11
第3節 他の計画等との連携.....	11

第1章 基本構想 ～「世界で最もA Iを開発・活用しやすい国」を目指して～

（国際競争と我が国の現状）

- ・ A Iは、生成A Iをはじめとする急速な技術進歩によって、世界の持続可能な発展に必要な不可欠なテクノロジーに。
- ・ 世界各国で、A Iの利活用が進み、開発競争も激化。各国は国力を左右するものとして取組を強化。
- ・ 他方、我が国ではA Iの利活用がこれまで十分に進んでおらず、A I関連の投資も経済規模に比べて僅少。
- ・ 今こそ、A Iの利活用及び開発、すなわちA Iイノベーションの推進をはじめ、我が国としてA Iに関する国家戦略構築が不可欠。

（A Iイノベーション）

- ・ 今年に入り、自律的に業務を実行できる「A Iエージェント」、現実世界でロボット等を動かす「フィジカルA I」といったイノベーションが進展。
- ・ A Iは、効率化・生産性向上による適時的確な業務の実施に留まらず、新たな発展につながる新事業・新市場創造、社会課題解決、包摂的成長を可能に。「人口減少」、「国内への投資不足」、「賃金停滞」といった日本の経済社会の長年の課題を解決。
- ・ A Iは、生活の質の向上ももたらし、健康・医療、防災を含む安全・安心な国民生活を実現。
- ・ A Iは、安全保障の高度化や平和の構築にも貢献。
- ・ A Iイノベーションを積極的に進めることで、日本社会の持つ潜在力を存分に発揮。日本の多くの人材や産業の高付加価値化を進め、デジタル赤字抑止の観点からも、内外一体で取組を進め、世界に展開。

（「反転攻勢」の好機）

- ・ 足元ではA I技術の競争環境が大きく変化。日本もキャッチアップできるチャンス。
- ・ 日本の強みである質の高いデータを生かした「A Iイノベーション」が一つの勝ち筋へ。
- ・ 今こそ、社会全体で「A Iを使ってみる」ことを徹底し、「利活用」から「開発」へのサイクルを回していくことが「反転攻勢」の好機。

（リスクへの対応）

- ・ 他方で、A Iがもたらすリスクに多くの国民が不安を抱いていることも事実。

- ・ A I をめぐるリスクは、誤判断、ハルシネーション等の技術的リスクのみならず、差別・偏見の助長、犯罪への利用、プライバシー・財産権の侵害、環境負荷の増大、偽・誤情報の拡散、さらに、雇用・経済不安といった「人との協働」に関する社会的リスクやサイバー攻撃といった安全保障リスクにも拡大。
- ・ A I の技術進歩とともに変動するリスクを適時適切に把握し、A I の透明性・公平性・安全性をはじめとする適正性を確保することで、国民の不安払拭を。

（「世界で最もA Iを開発・活用しやすい国」に向けて）

- ・ 我が国は、官民が一致団結して、A I を基軸として、新たな経済発展と安全・安心な社会を構築。
- ・ 人とA I がたえず協働できるよう、「人間中心のA I 社会原則」を堅持する。
A I のリスクに対応しながら、A I を使いこなしていくという「イノベーション促進とリスク対応の両立」により、「世界で最もA Iを開発・活用しやすい国」へ。
- ・ 「A I 関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（以下「A I 法」）第 18 条第 1 項に基づく、「人工知能基本計画」は、こうした国家目標の実現に資する戦略として策定。政府は、本計画に盛り込まれた内容を着実に推進。

第2章 AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての基本的な方針

(AI法の基本理念を踏まえた3原則)

- ・ 人とAIが協働し、人間が創造力を発揮できる「人間中心のAI社会原則」を実現するために、イノベーションの促進とリスク対応を両立させる。
- ・ この両立に向け、AI法が体现するPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回し、変化にも即応して柔軟・迅速（「アジャイル」）に取り組む。
- ・ 両立に向けて、国内政策と対外政策を有機的に組み合わせる「内外一体」で取り組み、積極的な国際連携で、我が国を多様なAIイノベーションの結節点とする。

(4つの基本的な方針)

1. AI利活用の加速的推進（「AIを使う」）

- ・ 日本社会全体で、世界最先端のAI技術を、適切なリスク対応を行いながら積極的に利活用することで、新たなイノベーションを創出。
- ・ AIイノベーションの基盤となるデータの集積・利活用、特に組織を超えたデータの共有を促進することで、AIの徹底した利活用やAIの性能向上を可能とする。

2. AI開発力の戦略的強化（「AIを創る」）

- ・ インフラからアプリまでのAIエコシステムに関する各層での開発を進めつつ、それらを有機的に組み合わせることで、日本の強みとして「信頼できるAI」を開発。
- ・ 研究開発から社会実装までが近接するAIを社会全体でまずは使い、それに伴い生じた課題を解決するAI技術を創ることで、イノベーションの好循環を実現。

3. AIガバナンスの主導（「AIの信頼性を高める」）

- ・ 人とAIが協働し、イノベーションの好循環を実現するために、AIの適正性を確保するガバナンスを構築。
- ・ AIは国境を越えて展開しており、日本国内だけでなく、国際的なガバナンスが不可欠。我が国はそれを主導。

4. AI社会に向けた継続的変革（「AIと協働する」）

- ・ 人とAIの協働のため、産業や雇用のあり方、制度や社会の仕組みを先導的かつ継続的に変革。
- ・ AIを使い、AIを創るAI人材の育成・確保に加え、AI社会を生き抜く「人間力」を向上。

第3章 AI 関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(※ 具体的な施策は以下に列挙するものに加え、今後も適宜充実・強化)

第1節 AI 利活用の加速的推進

- ・ AI が日常化する社会を目指し、様々な局面でのAI 利活用を推進。「まず使ってみる」という意識を広く社会に醸成。
- ・ 「隼より始めよ」で、まずは政府自らが積極的かつ先導的に利活用。政府による適正な調達・利活用で、日本社会で利活用されるAI の信頼性・透明性の確保につなげる。
- ・ 人手不足対応や安全・安心の確保、安全保障の高度化等、社会課題の解決に直結する分野での利活用を積極的に支援。
- ・ 新しい事業や産業の創出につながるAI 利活用を促進。
- ・ 地方創生、経済再生、国民生活の質の向上に資するAI 利活用を促すため、AI 利活用を前提に既存の規制や制度を見直すことを含め、制度改革等を先導的に推進。

【具体的な取組例】

(1) 政府・自治体でのAI の徹底した利活用

- ① ガバメントAI の推進、政府によるAI の適正かつ先導的な利活用
- ② 生成AI 等を適切に利活用した政府の業務の合理化・効率化の促進
- ③ 地方自治体におけるAI の適正な利活用の促進

(2) 社会課題解決に向けたAI 利活用の推進

- ① 医療・ヘルスケア、介護、金融、教育、防災、環境保全、農林水産業、食品産業、インフラ建設・管理、造船・船用工業等におけるAI エージェントやフィジカルAI 等の開発・実証・導入促進
- ② 中小企業を含めた、広く地域を支える産業へのAI 導入促進
- ③ 防衛力の抜本的強化に向けたAI 利活用の推進
- ④ 国民の安全・安心の確保に向けた警察活動の高度化のためのAI 利活用の推進
- ⑤ 情報通信分野におけるセキュリティ確保に向けたAI 利活用の推進

(3) AI 利活用推進で新しい事業や産業を創出

- ① フィジカルAI の先導導入支援

- ② 産学双方の研究者等における A I 利活用支援
- ③ A I に係る革新的技術を有するスタートアップ等の支援

(4) 更なる A I 利活用に向けた仕組みづくり

- ① A I の社会実装の実現のための規制・制度の点検・見直し
- ② 統計作成等であると整理できる A I 開発等における本人同意の在り方や規律遵守の実効性確保等の検討を通じた「個人情報の保護に関する法律」の改正

第2節 A I 開発力の戦略的強化

- ・ 我が国が独自に A I エコシステムを研究及び開発することのできる能力を強化。A I エコシステムを日本国内に構築、積極的に海外に展開することで、国際競争力も強化し、日本の自律性・不可欠性を確保する。
- ・ 開かれた形での開発を志向し、国内外からのトップ人材を集約し、日本の強みである質の高いデータを生かし、日本国内における A I 開発力を高める。
- ・ 日本の勝ち筋として、A I モデルとアプリを組み合わせた多様なサービスの創出、A I とロボット等を組み合わせたフィジカル A I の開発導入、科学研究に広く A I を利活用する AI for Science 等の推進。
- ・ 国家主権と安全保障の観点から、日本の文化・習慣等も踏まえた信頼できる基盤モデルを開発。
- ・ A I 開発・利活用基盤の増強・確保のため、データセンター、ネットワーク、計算資源、電力等、A I インフラ等の整備を加速。

【具体的な取組例】

(1) 日本国内の A I 開発力の強化

- ① 新たなデータセット、A I の開発に必要なマルチモーダルなデータの創出・提供等のデータ連携基盤の構築
- ② トップ人材を含め、国内外から A I 開発者を確保するための待遇面や生活環境を含めた包括的な取組
- ③ 先進的な知見を取り入れるため、大学・研究機関や国内外の民間事業者等との連携・協働を推進
- ④ A I モデルの高性能化やマルチモーダル化の促進
- ⑤ A I 評価基盤やテストベッドの整備
- ⑥ グローバルサウスを含めた A I 産業の海外市場展開支援

(2) 日本の勝ち筋となるA Iモデル等の開発推進

- ① A I ロボットの公的需要創出を含めたフィジカルA Iの開発・実証の促進
- ② 基盤モデルの開発・利活用、研究データ創出・利活用の高効率化、情報基盤の強化等によるAI for Scienceの推進
- ③ 新薬の開発を高度化する創薬A Iを推進

(3) 信頼できるA I基盤モデルの開発

- ① 日本の文化・習慣等を踏まえた信頼できるA Iの開発・評価、質の高い日本語データの整備・拡充（既存の集積データの利活用含む）
- ② 日本が、信頼できるA Iを開発する拠点となり、オープンなA Iモデルも含めたエコシステムを世界に広げる

(4) A I開発・利用基盤の増強・確保

- ① A Iデータセンター、効率的な電力・通信インフラの整備(ワット・ビット連携)、オール光ネットワーク、次世代情報通信基盤の研究及び開発
- ② 高性能A I半導体等の研究及び開発、富岳N E X Tの開発

第3節 A Iガバナンスの主導

- ・ A Iイノベーションの好循環を実現し、信頼できるA Iエコシステムを構築するため、適正性の確保につながるP D C Aサイクルを構築。
- ・ A Iガバナンスに関する国際的枠組み「広島A Iプロセス」を主導した日本として、引き続きA Iガバナンスにおける国際協調を主導。
- ・ その際、多様なA Iモデルの相互運用性の確保を重視し、日本がA Iイノベーションの結節点となる。

【具体的な取組例】

(1) 信頼できるA Iエコシステムの構築

- ① A I法第16条に基づく調査研究の実施
- ② 事業者等によるA Iの研究及び開発・利活用における適正性の確保に向けた自主的な取組を促す、A I法第13条に基づく指針その他各種ガイドライン等の整備・周知徹底
- ③ A I関連のサイバー事案の対処能力の向上など、A Iを悪用したサイバー攻撃や詐欺をはじめとする各種の犯罪等への対応

- ④ A I モデルの適正性に係る評価機能の構築を含むA I セーフティ・インスティテュート（A I S I）の抜本的な強化
- ⑤ 日本のA I 評価機能向上にも資する、A I 生成コンテンツを判別する技術やA I の制御機能等の開発支援

（２） グローバルサウスを含めた国際協調

- ① 広島A I プロセスフレンズグループや外交機会を活用したグローバルサウス等との連携強化
- ② A I 関連の国際規格策定（I S O / I E C J T C 1におけるA I 分野の国際標準化活動への参画等）
- ③ A I S I ネットワーク等を活用したA I ガバナンスの主導
- ④ 軍事領域に関するA I について、人道的考慮と安全保障の観点を勘案したバランスの取れた議論を通じた国際的な議論への積極的な参画
- ⑤ G P A I 東京専門家支援センター等を通じたプロジェクトベースでの支援
- ⑥ 東アジア・アセアン経済研究センター（E R I A）を活用したグローバルサウスとの協力モデルの構築

第４節 A I 社会に向けた継続的変革

- ・ A I を基軸とし、新たな産業構造を構築、地域活性化や包摂的成長の実現にも貢献。
- ・ A I 技術の進歩を踏まえながら、「人とA I の協働」を実現するため、制度や社会の仕組みを先導的かつ継続的に変革。
- ・ A I がもたらす雇用への影響について丁寧に分析し、新しい働き方に向けた包括的な教育・リスキリング支援等の対策を講じる、というプロセスを継続的に実施する。
- ・ A I の利活用や開発ができるA I 人材の育成・確保に加え、A I 社会から取り残される者を生まないように、A I 社会を生き抜く「人間力」向上を図る。

【具体的な取組例】

（１） A I を基軸とした産業構造の構築

- ① 日本の企業等にA I 基軸の組織経営改革（A I トランスフォーメーション）を促すため、当該取組の可視化、取組が進む事業者への支援の重点化
- ② 具体像の提示を含め、地域のA I インフラを活用した新たな地域産業・雇用の創出

- ③ 規制のサンドボックス制度、スタートアップ支援制度などを含めた A I 関連産業の立地促進

(2) A I 社会における枠組みの検討・実証

- ① A I の社会実装の実現のための規制・制度の点検・見直し【再掲】
- ② A I 利活用における民事責任等のあり方の検討
- ③ 適切な財産の保護と活用につながる透明性の確保
- ④ A I による雇用への影響（代替性と補完性）の調査・分析、それを踏まえた包括的な対策の継続的な実施

(3) A I 人材の育成・確保

- ① A I や次世代半導体等の利活用・開発に係るエンジニアや研究者、データマネジメント人材等の育成・確保
- ② A I 利活用・開発に係る産学官ネットワークやコミュニティ支援
- ③ 従業員や労働者の A I リスキリング支援
- ④ アドバンスト・エッセンシャルワーカー創出のためのリスキリング支援
- ⑤ デジタルスキル標準の改訂
- ⑥ 初等中等教育や一般市民における A I リテラシー向上支援

(4) A I 時代における人間力の向上支援

- ① 人と A I が協働する社会における人と A I の役割分担を模索し続け、人が人として生き抜く力を伸ばす
- ② A I 時代における教育の推進
- ③ A I 時代の働き方の検討

第4章 AI 関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第1節 基本計画の推進体制及びフォローアップ

- ・ 内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする人工知能戦略本部、関係府省庁を構成員とする人工知能戦略推進会議を中心に、関係府省庁が緊密に連携。
- ・ 人工知能戦略本部において基本計画の推進状況を把握の上、フォローアップを行う。その際には、人工知能戦略専門調査会において有識者等の意見を適時適切に聴取。

第2節 基本計画の変更

- ・ 技術の発達と活用の拡大が極めて急速であるというAI関連技術の特性、動向、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直し、変更を行うこととし、当面は毎年変更を行う。
- ・ その際、人工知能戦略専門調査会において有識者等の意見を適切に聴取する。最新の技術動向などを積極的に基本計画に反映していくため、産学官で積極的に連携。

第3節 他の計画等との連携

- ・ 「科学技術・イノベーション基本法」に基づく科学技術・イノベーション創出の振興に関する基本的な計画、「デジタル社会形成基本法」に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画等、関係する他の計画等との連携・整合を図る。